

議案第 75 号

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年松阪市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 6 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年松阪市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第 16 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。